



最高裁秘書第1327号

平成30年4月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月5日付け（同月7日受付，最高裁秘書第944号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第70期司法修習生の全国一斉検察起案に関する文書のうち，成績分布表，結果報告書及び起案成績が検察官採用にどのように影響するかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。